地域再生法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号	農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)	地域再生法施行令(平成十七年政令第百五十一号)
十三号)	第七十八号)	1

和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する区域区分に関する都第六条 法第五条第四項第六号の政令で定める区域は、都市計画法(昭(集落生活圏から除かれる区域)	和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する区域区分に関する都第六条 法第五条第四項第八号の政令で定める区域は、都市計画法(昭(集落生活圏から除かれる区域)
二・三(略)	日における前項第一号に掲げる区域とする。 2 法第五条第四項第五号ロの政令で定める地域は、平成三十年四月一二・三 (略)
定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯一(首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規	定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯一 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規
月一日における次に掲げる区域とする。 第五条 法第五条第四項第五号の政令で定める地域は、平成二十七年八の地域)	月 日 における次に掲げる区域とする。 第五条 法 第五条第四項第五号 の政令で定める地域は、 平成三十年四 の地域等)
(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺	(産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺
ロ その区域の全部が次条に規定する区域内にあること。イ (略)	ロ その区域の全部が次条第一項に規定する区域内にあること。イ (略)
二 市町村 次のいずれにも該当すること。 一 (略)	二 市町村 次のいずれにも該当すること。 一 (略)
る地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。第四条 法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次の各号に掲げない都道府県及び市町村の要件)	る地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。第四条 法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次の各号に掲げない都道府県及び市町村の要件)
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができ	(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができ
現	改正案

号 に お 都市計画区域内 市 5 れ 画 ている土地の区域とする。 11 (同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。 て同じ。 0 同法第八条第 が定められ てい 項第一号に規定する用途地域が定め ない 同法第四条第二項に規定する 第十九 条第

(地域農林水産業振興施設

第七条 掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。 法第五条第四項第十一号の政令で定める施設は、 主として次に

~ 五. 略

(来訪者等 \mathcal{O} 利便 の増進 寄与する施設又は物件)

第十二条 掲げるものとする。 法第十七条の七第四項の政令で定める施設又は物件 は 次に

自 転車 ・駐車場で自 転車を賃貸する事業の 用に供するもの

観光案内所

兀 三 限る。 路線バス 都市公園法 0 停留 (主として一の 所 のべ ンチ又は 市町村の区域内において運行するものに 第六号

(負担 金及び延滞 金の 収 仏納の (委託)

に掲げる仮設工作物

(昭和1

三十

一年法律第七十九号)

第七条第

項

第十三条 . う。 以 下この 認定市町 条にお 村 (法第十七条の七第 いて同 は 法第十七条の 項に規定する認定市町 第 項 0 村を 負 担

延滞 を私人に委託したときは 金 以 下この条にお その旨を告示し て単に 「延滞な 金」 かつ、 とい . う。 受益事業者 0) 収 納 (法第 事務

金

(以下この条において単に

「負担金」

という。

及び同条第四項

0

号におい 都市 市 ħ 計)計画 てい 画 (同法第四条第一項に規定する都市 区 る土地の て同じ。 位域内の 区域とする。 同法第八条第 が定められてい 項 ない 第一号に規定する用途地域が定め 同法第四条第二項に規 計画 をいう。 第十四 **処定する** 条第

(地域農林水産業振興施設

5

第七 げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。 · 条 法第五条第四項 (第九号の政令で定める施設は、 主として次に 掲

~ 五. 略

(新設)

(新設)

より公表しなければならない。十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。)の見やすい方法に

2 ればならない。 関 認定市町村又は地方自治法施行令 収 \mathcal{O} 六十八条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、 納した負担金及び延滞金を、 委託を受けた者は、 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の 収 納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなけ 認定市町村の規則の定めるところにより その内容を示す計算書を添えて (昭和二十二年政令第十六号) 指定代理金融機 収 納 0 第百 当 該 その 事 務

することができる。 町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務

-(来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件に関する技術的基準

とすること。
お者等利便増進施設」という。)の外観及び配置は、できる限り都訪者等利便増進施設」という。)の外観及び配置は、できる限り都法第十七条の七第四項の施設又は物件(以下この条において「来

おいて同じ。)の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさな都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条にの事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設(地上に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他

(新設)

いものとすること。

- 三 物件を するとともに、 (昭和三十 ものとすること。 地下に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、 いう。 一年政令第二百九十号) 公園施設の保全、 の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさな 他の占用物件 第十三条第 (都市公園法施行令 号に規定する占用 堅固で耐久 八力を有
- 兀 十平 に掲げる観光案内所にあってはその建築面積が五十平方メートル以 車場にあ 来訪者等利便増進施設のうち、 - 方メー 同条第三号に掲げる停留所の上家にあってはその建築面積が二 ってはその 1 ル 以内であること。 敷地面積が三十平方メー 第十二条第一号に掲げる自転車 ル 以内、 同 条第二号 駐
- うできる限り必要な措置を講ずること。 - 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないよ
- 用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工

(使用及び収益を目的とする権利)

規定する商店街活性化促進区域をいう。)内の建築物(建築基準法(とする権利は、当該商店街活性化促進区域(法第五条第四項第七号に第十五条 法第十七条の十四第一項の政令で定める使用及び収益を目的

(新設)

とする。
。以下同じ。)又は土地に関する対抗要件を備えた地上権及び賃借権。以下同じ。)又は土地に関する対抗要件を備えた地上権及び賃借権昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう

(商店街活性化促進事業関連保証に係る保険料率)

第十六条 険にあ 越し ľ, 十号) 第 項に規定する普通保険及び同法第三条の二第 五パーセント) 中小企業信用保険法 れの期間 項に規定する手形割引等特殊保証をいう。 特殊保証をいう。 及び当座貸越し特殊保証 第 っては〇・ 二条第 法第十七条の十六第三項の政令で定める率は、 (中小企業信用保険法施行令 兀 同法第三条の三第 項 に規定する借入れ (昭和二十五年法律第二百六十四号) 以下この条において同じ。 ーセント (同令第二条第 (手形割引等特殊保証 一項に規定する特別小口保険にあ の期間をいう。 (昭和二十五年政令第三百五 以下この条において同 項に規定する無担保保 項に規定する当座貸 0) 場合は 保証をした借 (同令第二条 第三条第 年に

(新設)

(建築等の届出を要する行為)

保証の場合は、

〇・一五パーセント)

とする。

っては〇・

九

ーセント

(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊

掲げるものとする。第十七条 法第十七条の十八第一項第二号の政令で定める行為は、次に

工作物(建築物を除く。次条第二号において同じ。)の建設

二 (略)

| 三 前二号に掲げる行為のほか、地域再生拠点(法第五条第四項第八

(建築等の届出を要する行為)

げるものとする。 第十二条 法第十七条の八第一項第二号の政令で定める行為は、次に掲

一条第 同条第 工 作物 号に規定する建築物を 一号において同じ。 (建築物 (建築基準法 0) いう。 (昭和二十五年法律第 建設 次条において同 百 を除 号) 第

二 (略)

三 前二号に掲げる行為のほか、地域再生拠点(法第五条第四項第六

すおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図る上で支障を及ぼ

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

掲げるものとする。第十八条 法第十七条の十八第二項第一号の政令で定める行為は、次に

る地域再生土地利 記載された法第十七 築物で仮設の 当該地域再生土地利用計画 もの (T) 7用計画をい 建築の用に供する目的で行う開発行為 条の十七 、 う。 第三項 (法第十七条の十七 次条第二号において同じ。 第二号の誘導施設を有する建 第 項に規定す こに

ロ・ハ (略)

二 法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為であって、次に掲げ

るもの

イ〜ニ (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ず

る行為)

行として行うものを除く。)とする。 掲げる行為(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施第十九条 法第十七条の十八第二項第三号の政令で定める行為は、次に

·二 (略)

第二十条 (略)

すおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図る上で支障を及ぼ

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

げるものとする。 第十三条 法第十七条の八第二項第一号の政令で定める行為は、次に掲

法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為であって、次に掲げる

もの

イ

で仮設の 載された法第十七 地 域再生土地利用計画 当該地域再生土地利用計画 もの 0 建 英の 条の 用に供する目的で行う開発行為 [をいう。 七 第三項 (法第十七条の七第 〈第二号の誘導施設を有する建 次条第二号において同じ。 項に規定する) に 記 築物

ロ・ハ (略)

二 法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為であって、次に掲げる

もの

イ〜ニ(略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ず

る行為

として行うものを除く。)とする。
がる行為(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行第十四条 法第十七条の八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲

一・二 (略)

第十五条 (略)

ハ〜ト(略)の協議	地域再生法第十七条の三十六第二項の農林水産省令 同条第一の農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議	イ(地域再生法(平战十七年法律第二十四号)第十七条の十七第二項う業務	合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行	三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場一・二 (略)	第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	(法第五十六条の政令で定める業務)	改正案
ハ〜ト(略)の協議	ロ 地域再生法第十七条の二十六第二項の農林水産省令 同条第農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議	イ 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の七第二項のう業務	: 合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行	三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場 一・二 (略)	第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	(法第五十六条の政令で定める業務)	現行